

県内社会インフラ関係事業者 各位

保健福祉部長  
〔新型コロナウイルス  
感染症対策本部事務局長〕  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る陽性者・濃厚接触者の職場復帰時等の  
取扱いについて（通知）

本件の感染症対策の推進につきましては、日頃より御協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

このことについて、令和4年1月31日に厚生労働省事務連絡により下記の事項が示されましたのでお知らせします。

特に、職場等で勤務を開始するにあたり、医療機関や保健所への各種証明（就業制限解除・陰性証明等）の請求及び問い合わせはお控えいただくようお願いします。

記

- 1 通知の概要（詳細は別添厚生労働省通知をご参照ください）
  - (1) 就業制限の解除について、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこと。
  - (2) 就業制限の解除について、職場等で勤務を開始するにあたり、職場等に証明を提出する必要は無いこと。
  - (3) 濃厚接触者の待機期間の解除については、解除された後に職場等で勤務を開始するにあたり、職場等に証明を提出する必要はないこと。

2 その他

濃厚接触者等の取扱いについては、まずは、以下の県庁ホームページをご覧ください  
いただきますようお願いいたします。外部からの電話によるお問い合わせは、一般相談  
センター（0120-567-177）へお願いします。

○福島県新型コロナウイルス感染症関連情報ポータルサイト

「新型コロナウイルスに感染した時の対応について（感染急増時）」

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/increase.html>



（事務担当 感染症企画チーム 024-521-7872）